

令和4(2022)年7月1日から

## 指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の追加や変更の手続きが不要になります

令和4(2022)年7月1日以降、栃木県が発行する医療受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合でも、当該医療機関が「難病法・児童福祉法に基づく指定医療機関(※)」であれば、新たに利用する指定医療機関として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

(※) 医療機関が「難病法・児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県、指定都市又は中核市のホームページにおいてご確認ください。医療機関にお問合せください。

**2022年6月30日まで**

医療受給者証

指定医療機関	名称	所在地	有効期間開始日
A病院		〇市××2-1	R04.01.01
B薬局		〇市△△1-1	R04.01.01
C薬局		〇市□□3-1	R04.01.01

駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

**2022年7月1日から**

医療受給者証

記載されていない医療機関であっても、難病法・児童福祉法に基づく指定医療機関であれば利用可能となります

医療機関の追加や変更の手続きしないで利用できる！

### 《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、令和4(2022)年7月1日以降は、難病法・児童福祉法に基づく指定医療機関であれば、記載がなくても受診する際に利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

なお、令和5(2023)年以降に御使用いただく更新後の医療受給者証には、「難病法・児童福祉法に基づき都道府県知事等に指定された指定医療機関」と記載する予定です。

お問合せ先 お住まいの地域を管轄する健康福祉センター等  
お問合せ先の詳細は裏面を御覧ください。



# お問合せ先一覧

患者の方が お住まいの地域	お問合せ窓口 (管轄の行政機関)	担当課	住所	電話番号
鹿沼市	県西健康福祉センター	健康対策課	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-6225
真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	県東健康福祉センター	健康対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1	0285-82-3323
小山市 下野市 上三川町 野木町	県南健康福祉センター	健康対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1	0285-22-1509
大田原市 那須塩 原市 那須町	県北健康福祉センター	健康対策課	〒324-8585 大田原市住吉町2- 14-9	0287-22-2679
足利市 佐野市	安足健康福祉センター	健康対策課	〒326-0032 足利市真砂町1-1	0284-41-5895
日光市	今市健康福祉センター	保健衛生課	〒321-1263 日光市瀬川51-8	0288-21-1066
栃木市 壬生町	栃木健康福祉センター	保健衛生課	〒328-8504 栃木市神田町6-6	0282-22-4121
矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町	矢板健康福祉センター	保健衛生課	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22	0287-44-1297
那須烏山市 那珂川町	烏山健康福祉センター	保健衛生課	〒321-0621 那須烏山市中央1-6- 92	0287-82-2231
宇都宮市 ※指定難病に限る	宇都宮市保健所	保健予防課	〒321-0974 宇都宮市竹林町972	028-626-1114
宇都宮市 ※小児慢性に限る	宇都宮市役所	子ども家庭 課	〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2296